

平成 年分 先物取引に関する支払調書

先物取引の 差金等決済 をした者	住所(居所)				
	氏名				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
(摘要)					
商品取引員等又は 金融商品取引業者 等	所在地				
	名称	(電話)			
整理欄	①	②			

347

平成 年分 先物取引に関する支払調書

先物取引の 差金等決済 をした者	住所(居所)				
	氏名				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
(摘要)					
商品取引員等又は 金融商品取引業者 等	所在地				
	名称	(電話)			
整理欄	①	②			

347

平成 年分 先物取引に関する支払調書

先物取引の 差金等決済 をした者	住所(居所)				
	氏名				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
(摘要)					
商品取引員等又は 金融商品取引業者 等	所在地				
	名称	(電話)			
整理欄	①	②			

347

平成 年分 先物取引に関する支払調書

先物取引の 差金等決済 をした者	住所(居所)				
	氏名				
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
先物取引の種類	決済の方法	決済損益の額 百万 千 円	委託手数料 円	決済年月日 年 月 日	
数量	枚	決済時の約定価格等 千 円 銭	限月	年月	
(摘要)					
商品取引員等又は 金融商品取引業者 等	所在地				
	名称	(電話)			
整理欄	①	②			

347

備考

- 1 この支払調書は、居住者及び第 90 条の 5 第 1 項の国内に恒久的施設を有する非居住者が行った先物取引（法第 224 条の 5 第 1 項第 1 号に規定する商品先物取引（以下この表において「商品先物取引」という。）又は同項第 3 号に規定する市場デリバティブ取引（以下この表において「市場デリバティブ取引」という。）若しくは同項第 4 号に規定する店頭デリバティブ取引（以下この表において「店頭デリバティブ取引」という。）をいう。以下この表において同じ。）について、当該商品先物取引の差金等決済（同条第 2 項に規定する差金等決済をいう。以下この表において同じ。）又は市場デリバティブ取引若しくは店頭デリバティブ取引の差金等決済をした場合における当該先物取引について使用することとし、商品先物取引、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引ごとに作成すること。
- 2 この支払調書を、商品先物取引の差金等決済について提出するときにおける記載要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「先物取引の種類」の欄には、商品先物取引の差金等決済を行った商品取引所及び商品名について、東穀米国大豆、東京金、大阪ゴム指数、東穀粗糖 O P—c のように記載すること。
 - (3) 「決済の方法」の欄には、商品先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載すること。
 - (4) 「決済損益の額」の欄には、商品先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載すること。なお、損失が生じた場合には、金額の前に「▲」又は「－」を記載すること。
 - (5) 「委託手数料」の欄には、商品先物取引の差金等決済に係る取引の委託手数料の額（商品取引所法施行規則第 104 条第 1 項第 7 号に掲げる委託手数料の額をいう。）の合計額を記載すること。
 - (6) 「決済年月日」の欄には、商品先物取引の差金等決済をした年月日を記載すること。
 - (7) 「数量」の欄には、差金等決済をした商品先物取引の数量を記載すること。
 - (8) 「決済時の約定価格等」の欄には、商品先物取引の差金等決済により成立した商品取引所法施行規則第 109 条第 2 号に掲げる対価の額、約定価格又は約定指数を記載すること。
 - (9) 「限月」の欄には、差金等決済をした商品先物取引の限月を記載すること。
 - (10) (2) から (9) までの欄には、商品先物取引の種類別に当該商品先物取引の差金等決済ごとに記載すること。
 - (11) 「摘要」の欄には、「商品先物取引に関する支払調書」と記載すること。
 - (12) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
- 3 この支払調書を、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済について提出するときにおける記載の要領は、次による。
 - (1) 「住所（居所）」の欄には、支払調書を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
 - (2) 「先物取引の種類」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済を行った金融商品取引所法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び商品名について、東証 T O P I X、東証銀行業、東証中国 O P—c、大証日経 3 0 0 O P—p、大証ダウ、為替証拠金米ドル/円、円 3 ヶ月金利、円 3 ヶ月金利 O P のように記載すること。
 - (3) 「決済の方法」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載すること。
 - (4) 「決済損益の額」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載すること。なお、損失が生じた場合には、金額の前に「▲」又は「－」を記載すること。
 - (5) 「委託手数料」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済に係る取引の委託手数料（金融商品取引業等に関する内閣府令第 164 条第 1 項第 1 号りに掲げる委託手数料をいう。）の額の合計額を記載すること。
 - (6) 「決済年月日」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済をした年月日を記載すること。
 - (7) 「数量」の欄には、差金等決済をした市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の数量を記載すること。
 - (8) 「決済時の約定価格等」の欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済により成立した金融商品取引業等に関する内閣府令第 100 条第 1 項第 5 号に掲げる対価の額又は約定数値を記載すること。
 - (9) 「限月」の欄には、差金等決済をした市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の限月を記載すること。
 - (10) (2) から (9) までの欄には、市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の種類別に当該市場デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引の差金等決済ごとに記載すること。
 - (11) 「摘要」の欄には、市場デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあっては「市場デリバティブ取引に関する支払調書」と、店頭デリバティブ取引の差金等決済について提出する場合にあっては「店頭デリバティブ取引に関する支払調書」と、それぞれ記載すること。
 - (12) 納税管理人が明らかな場合には、その氏名及び住所又は居所を「摘要」の欄に記載すること。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。